

保護者 様

学校法人 佐藤栄学園
栄北高等学校
校長 小暮 優治

令和2年度 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金申請について(お知らせ)

盛夏の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本校教育に際し格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金制度は、県内私立高等学校に在学する生徒の保護者にかかる経済的な負担軽減と生徒の就学促進を図るため、授業料以外の教育費負担の一部を埼玉県が補助するものであります。

つきましては、配付いたしました「埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金のお知らせ」のリーフレットをご参照のうえ、世帯区分申請対象要件にすべて満たされた世帯のみ、申請書と必要な添付書類と併せて、期日までに提出をお願いいたします。

記

1. 提出期日 **令和2年7月20日(月) まで** とします。

※ 世帯区分の申請対象要件に満たされた世帯のみご提出ください。

2. 給付対象世帯

世帯区分	申請対象要件
生活保護世帯 又は 非課税世帯 (0円(非課税))	令和2年7月1日現在で、以下(1)～(4)の要件をすべて満たされた世帯 (1) 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は <u>非課税世帯</u> (保護者全員の令和2年度道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が 0円(非課税)) であること。 (2) 保護者が埼玉県内に住所を有していること。 保護者が単身赴任で県外に居住している場合は要件を満たします。 (3) 生徒が高等学校等奨学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等奨学支援金の受給資格を有していること。 (4) 生徒が平成26年4月1日以降に入学していること。
家計急変世帯	家計が急変し、以下(1)～(3)の要件をすべて満たされた場合 (1) 生活保護(生業扶助)受給世帯を受けていない世帯であること。 (2) 令和2年度道府県民税所得割と市町村民税所得割が課税されている世帯であること。 (3) 家計が急変したことにより、令和3年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税に相当すると認められた世帯であること。

※ 認定基準日は、原則として補助年度の7月1日現在となります。

※ 学校納付金が全額免除となっている奨学生(特待生)も、条件に満たしている場合は対象となります。

※ 保護者が海外への単身赴任の場合は対象外となります。

3. 給付額区分

生活保護(生業扶助)世帯	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯	
52,600円	生徒が第2子以降の場合	生徒が第1子の場合※1
	138,000円	103,500円※2

※1 「生徒が第1子の場合」とは、当該年度の7月1日現在、当該生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満で保護者に扶養されている兄弟姉妹がいない場合を指します。

※2 令和2年度より第1子が全日制高校に在籍している場合は、第1子の支給額が103,500円給付となります。

※家計急変世帯については、給付額区分に応じた補助の給付となりますが、発生時期によっては異なります。

4. 提出書類

① 給付金受給申請書	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書
② 委任状	委任状(埼玉県知事宛)

③ 住民票	世帯全員が記載されている住民票 ※7月1日以降に発行されたもの ※マイナンバーが記載されていないもの。記載されている場合は、当該箇所を黒マジック等で塗りつぶすこと。 (1) 保護者が単身赴任又は介護の場合 単身赴任者又は介護者の住民票は不要ですが、住民票の右下に「 保護者(父)は単身赴任又は介護 」等と鉛筆で記入してください。
④ 健康保険証のコピー (生活保護世帯は不要)	(1) 給付金受給申請書【扶養親族等の状況について】欄に記入された、 生徒及び兄弟姉妹全員分の健康保険証のコピー(写し) を提出してください。 ※申請対象生徒が第1子のみの場合は提出不要です。
⑤ 通信費に係る誓約書 (生活保護世帯は不要)	オンライン学習の通信費に係る誓約書 (別紙3) ※令和2年度のみ対象
⑥ 生活保護受給証明書等 (生活保護世帯のみ)	(1) 生業扶助を受給していない場合 ・福祉事務所長が発行する「 生活保護受給証明書 」の写しを提出してください。 (2) 生業扶助を受給している場合 ・証明日を7月1日以降の日付とした、生業扶助を受給していることが分かる、 福祉事務所発行の証明書 又は、Classi又は栄北HP掲載の 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第11号)に福祉事務所長による証明を受けたもの を提出してください。
⑦ 家計急変世帯 (家計急変世帯のみ)	(1) 家計急変の発生を証明する書類として ・離職票、廃業等届出書、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、戸籍謄本(死亡、離婚の場合)等 (2) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類として 【家計急変前】 ・個人番号カードの写し、令和2年度課税証明書、令和2年度特別徴収税額決定通知書の写し等 【家計急変後】 <会社員世帯> ・会社作成の年間給与見込、直近3か月分の給与明細書、Classi又は栄北HP掲載の給与見込証明書(別紙1)等 <個人事業主世帯> ・税理士又は公認会計士の作成した証明書類(令和3年度の所得割額が非課税になると想定される旨を証明したもの)、令和2年分確定申告書の写し、年収見込額が算出できる書類、Classi又は栄北HP掲載様式の年間収支見込計算表等 (3) その他提出書類として ・家急変事由調査書(別紙2) ・扶養親族の保険証の写し(給付額の決定及び非課税相当の年収目安確認のため)
⑧ 個人番号カード(写)等 貼付台紙	個人番号カード(写)等貼付台紙(保護者全員分のマイナンバーが必須) ※就学支援金申請時に提出されている場合には、今回の提出は要りません。

5. 提出方法(4. 提出書類参照)

【生活保護世帯】… ①～③、⑥は該当する書類

【非課税世帯】… ①～⑤

【家計急変世帯】… ①～⑤、⑦は該当する書類、⑧は1度も提出したことがない場合に提出する書類

※なお、申請書並びに記入例等は配付しておりません。Classi又は栄北HPにて掲載しておりますので、申請する場合はお手数ですが、ご家庭で印刷しご提出ください。学校事務室窓口でも配付しております。

※対象の要件等により、提出に必要とする書類(添付含)が異なりますのでご注意ください。

また、①～⑧を提出する際、**個人情報等を提出する便宜上、必ず任意の封筒(角型2号等)に入れご提出願います。**

6. 提出先 受付事務室窓口(正面玄関1階(1号棟)) 又は クラス担任

7. 支給方法 審査決定後、授業料指定口座へ振込予定。
振込日等については、別途保護者宛通知にてご案内いたします。(昨年度振込実施月:1月)

8. お問い合わせ先 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金事業事務担当 TEL 048-723-7711(代)

9. その他補足

(1) 提出されます書類に、不備や誤り等がありますと提出(申請)ができません。提出前に、再度ご確認(チェック)くださいますようお願いいたします。

(2) 提出された書類等の生徒や保護者の個人情報の取扱については、関連する法令を遵守し、奨学のための給付金の利用目的として適正に管理し、その利用目的に必要な範囲を超えての取扱はいたしません。